

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



2024.07.23

No.004



申1号 豊田統括センター(運輸)における「輸送サービス 労組組合員を敵視したハラスメント、差別、職場活動の 規制・排除といった不当労働行為を直ちに止め、 健全な職場環境を取り戻す」申し入れ 提出しました!

「新たなジョブローテーション」施策実施による異動の発令を受け最終乗務となった組合員を激励するために豊田運輸区分会は職場会議室を申請し、使用許可を得ていました。2024年5月31日、最終乗務を終え職場に戻ってきた当該組合員に対して多くの社員が「お帰りなさい」「お疲れ様でした」などと声をかけていたところ、現場管理者から分会執行委員に対して「フロアでやるなどってあるだろ」「貸してない所でやってるだろ」「俺が言ってること分かるか」「ルール守れ」などと声を張り上げ、恫喝する行為が発生し、「ルールが守られないなら貸し方は考えなければならない」「貸せなくなるぞ」とも発言されました。

これらの言動は、JTSU-E八地申4号交渉(2023年12月6日・12月12日開催)において会社が「就業規則においてハラスメントを禁止しており、あらゆるハラスメントを容認するものではない」「普段から受け手のことを考えて、発言するように注意・指導している」と回答しているにも関わらず現場管理者の発言はパワーハラスメント行為です。

さらに、多くの社員が声かけ・出迎えしているにもかかわらず、分会執行委員のみに対して注意する会社姿勢は、輸送サービス労組を敵視した組合員を差別した行為であり看過できません。

加えて、「労使間の取扱いに関する協約」を反故にし、施設管理権を濫用する“声かけを組合活動と認識しているからこそ、便宜供与した会議室で行え”と言わんばかりの発言は職場活動の規制であり、労働組合法第7条第1号及び第3号に規定される不当労働行為です。

以上のような輸送サービス労組組合員を敵視したハラスメント・職場活動の規制・差別といった不当労働行為を直ちに止め、健全な職場環境を取り戻すために下記の通り申し入れますので、会社の真摯な回答を要請します。

記

1. 豊田統括センター(運輸)において発生した組合員に対するパワハラ発言がされたことについて、会社としての見解を示すこと。
2. 豊田統括センター(運輸)において発生した労働組合に対する差別行為がされたことについて、会社としての見解を示すこと。
3. 輸送サービス労組組合員を敵視した職場活動の規制・排除を行わないこと。

以上

**輸送サービス労組は、
あったことをなかったことにはしません!**